

議会改革に関する協議会  
協議結果報告書

令和3年4月 15 日

## 目 次

1	経緯	1
2	協議事項一覧	6
3	協議結果報告	7

### 資料

	議会改革に関する協議会申し合わせ事項	20
	福生市議会公式ツイッター運用方針	21
	福生市議会公式フェイスブック運用方針	23
	福生市議会災害対応方針	25
	議会改革に関する協議会委員名簿	27

## 議会改革に関する協議会協議結果報告について

### 1 経緯

回数	開催日	協議内容
第1回	令和元年 6月21日	<p>1 座長及び座長代行の互選について 座長 堀 雄一朗 座長代行 佐藤 弘治</p> <p>2 議会改革に関する協議事項等について 各委員から、今後協議していく協議事項等についての意見が出された。</p> <p>[その他決定事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本協議会に限り、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンの持ち込みを可能とすることと決定した。</li> <li>・本協議会の開催は、月1回程度を目安とする。</li> </ul>
第2回	7月18日	<p>1 議会改革に関する協議事項等について 前回の協議会で出された各委員の意見をもとに、協議事項①～⑱が示された。</p> <p>《すぐにでも協議し結論づけたい協議事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦予算・決算審査特別委員会における質疑の方法について</li> <li>⑩議会の効率化について（予特・決特の総括質疑の必要性）</li> <li>⑭一般質問で議員が提示する資料の配付について</li> </ul> <p>《今後、優先的に協議したい協議事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑫通年議会について</li> </ul> <p>[その他決定事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本協議会の申し合わせ事項を決定した。</li> <li>・協議期間については、現体制の2年間とすることで決定した。</li> </ul>
第3回	8月15日	<p>1 議会改革に関する協議事項等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算・決算審査特別委員会における質疑の方法について</li> <li>(2) 議会の効率化について（予特・決特の総括質疑の必要性）</li> <li>(3) 一般質問で議員が提示する資料の配付について</li> <li>(4) 通年議会について</li> <li>(5) その他</li> </ul>
報告	8月27日	<p>議会運営委員会</p> <p>《報告した協議事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦予算・決算審査特別委員会における質疑の方法について</li> <li>⑭一般質問で議員が提示する資料の配付について</li> </ul>

第4回	9月24日	<p>1 議会改革に関する協議事項等について</p> <p>(1) 予算・決算審査特別委員会における質疑の方法について</p> <p>(2) 議会の効率化について（予特・決特の総括質疑の必要性）</p> <p>(3) 議会の情報発信について 《今後協議していく内容についての発言があった》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNSの活用について</li> <li>・ 議会の動画CMについて</li> <li>・ ふっさ情報メールの活用について</li> </ul> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通年議会について</li> </ul>
第5回	10月21日	<p>1 議会改革に関する協議事項等について</p> <p>(1) 議会の情報発信について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNSの活用について</li> <li>・ 議会の動画CMについて</li> <li>・ ふっさ情報メールの活用について</li> </ul> <p>(2) 通年議会について</p> <p>(3) その他</p>
第6回	11月25日	<p>1 議会改革に関する協議事項等について</p> <p>(1) 議会の情報発信について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNSによる情報発信のイメージ</li> <li>・ SNSの主な特徴点について（メリット、デメリット）</li> <li>・ 都内26市等におけるSNSの活用状況について</li> <li>・ PR動画、ふっさ情報メール、マチイロについて</li> </ul> <p>(2) その他</p>
報告	11月26日	<p>議会運営委員会</p> <p>《報告した協議事項》</p> <p>⑦予算・決算審査特別委員会における質疑の方法について （常任委員会における質疑の方法についても含む）</p>
第7回	12月13日	<p>1 議会改革に関する協議事項等について</p> <p>(1) 議会の情報発信について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNSによる情報発信について</li> </ul> <p>(2) 議会BCPについて</p> <p>(3) その他</p>
報告	12月20日	<p>議会運営委員会</p> <p>《報告した協議事項》</p> <p>①議会の情報発信について</p>

第8回	令和2年 1月16日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) 議会の情報発信について ・ SNSによる情報発信について (2) 議会BCP等について (3) その他
報告	2月25日	議会運営委員会 《報告した協議事項》 ① 議会の情報発信について ・ SNSによる情報発信について
第9回	2月28日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) 議会BCP等について ・ 福生市議会災害対応方針（案）について
第10回	6月12日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) 議会BCP等について ・ 福生市議会災害対応方針（案）について ・ 福生市議会災害対応方針（案）に基づく訓練について (2) 議会の情報発信について ・ SNSによる情報発信について (3) 一般質問及び予算決算等の質問方法、回数、時間について (4) その他
訓練	6月19日	福生市議会災害対応方針（案）に基づく訓練を実施した。 時間 午後1時～2時 内容 安否確認訓練、情報収集報告訓練
第11回	7月9日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) 議会BCP等について ・ 福生市議会災害対応方針（案）に基づく訓練結果について (2) 一般質問及び予算決算等の質問方法、回数、時間について (3) その他
報告	7月16日	議会運営委員会 《報告した協議事項》 ⑱ 議会BCP等について ・ 福生市議会災害対応方針（案）について
第12回	8月12日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) 一般質問及び予算決算等の質問方法、回数、時間について (2) 議員間討議について (3) 陳情者の意見陳述の機会について (4) その他

訓練	8月30日 ～ 9月5日	福生市議会災害対応方針に基づく訓練を実施した。 ・災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言掲示板(web171)の体験訓練(防災週間に実施)
第13回	9月24日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) 一般質問及び予算決算等の質問方法、回数、時間について (2) 議員間討議について (3) 陳情者の意見陳述の機会について (4) その他
第14回	10月15日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) 議会の効率化について (2) 一般質問及び予算決算等の質問方法、回数、時間について (3) 議員間討議について (4) 陳情者の意見陳述の機会について (5) その他
第15回	11月16日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) 一般質問及び予算決算等の質問方法、回数、時間について (2) 投票率を上げる取り組みについて (3) 議会の役割の見直しについて(主権者教育、シティズンシップ教育) (4) その他
報告	11月24日	議会運営委員会 《報告した協議事項》 ⑱ 一般質問及び予算決算等の質問方法、回数、時間について ・一般質問の質問方法、回数、時間について
第16回	12月15日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) 投票率を上げる取り組みについて (2) 議会の役割の見直しについて(主権者教育、シティズンシップ教育) (3) 議員定数の削減(適正な議員定数)について (4) 常任委員会の複数兼任について (5) その他
第17回	令和3年 1月19日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) タウンミーティングについて (2) 一部事務組合議会議員の選挙について(少数会派への配慮) (3) その他
第18回	2月15日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) タウンミーティングについて (2) 議会確認事項等の全体的な見直しについて (3) 議会基本条例について (4) 通年議会について (5) その他

第 19 回	3 月 19 日	1 議会改革に関する協議事項等について (1) 議会確認事項等の全体的な見直しについて (2) 議会基本条例について (3) 通年議会について (4) その他
第 20 回	4 月 13 日	1 議会改革に関する協議会協議結果報告（案）について
報告	4 月 15 日	議会運営委員会 議会改革に関する協議会協議結果報告について

2 協議事項一覧

	協議事項	協議回数	議運報告
①	議会の情報発信について	6回	令和元年12月20日 令和2年2月25日
②	タウンミーティングについて	2回	令和3年4月15日
③	陳情者の意見陳述の機会について	3回	令和3年4月15日
④	投票率を上げる取り組みについて	2回	令和3年4月15日
⑤	議会の役割の見直しについて（主権者教育、シティズンシップ教育）	2回	令和3年4月15日
⑥	一般質問及び予算決算等の質問方法、回数、時間について	6回	令和3年4月15日
⑦	予算・決算審査特別委員会における質疑の方法について	2回	令和元年8月27日 令和元年11月26日
⑧	会派協議の実施方法について （2回に分けているものを1回に）	-	令和3年4月15日
⑨	議員定数の削減（適正な議員定数）について	1回	令和3年4月15日
⑩	議会確認事項等の全体的な見直しについて	2回	令和3年4月15日
⑪	議会の効率化について	3回	令和3年4月15日
⑫	通年議会について	5回	令和3年4月15日
⑬	議員間討議について	3回	令和3年4月15日
⑭	一般質問で議員が提示する資料の配付について	1回	令和元年8月27日
⑮	一部事務組合議会議員の選挙について（少数会派への配慮）	1回	令和3年4月15日
⑯	議会のタブレット端末導入について	-	令和3年4月15日
⑰	常任委員会の複数兼任について	1回	令和3年4月15日
⑱	議会基本条例について	2回	令和3年4月15日
⑲	議会BCP等について	5回	令和2年7月16日



### 3 協議結果

#### ①議会の情報発信について

- ・ SNS の活用について
- ・ 議会の動画CMについて
- ・ ふっさ情報メールの活用について
- ・ マチイロについて

#### 《協議》

- ・ 第4回議会改革に関する協議会（令和元年9月24日）
- ・ 第5回議会改革に関する協議会（令和元年10月21日）
- ・ 第6回議会改革に関する協議会（令和元年11月25日）
- ・ 第7回議会改革に関する協議会（令和元年12月13日）
- ・ 第8回議会改革に関する協議会（令和2年1月16日）
- ・ 第10回議会改革に関する協議会（令和2年6月12日）

#### 《結果報告》

##### （令和元年12月20日議会運営委員会報告）

「マチイロ」（自治体と地域住民をつなぐアプリ）を活用し、ふっさ市議会だよりを配信することに決定した。

《配信スケジュール》※協議結果を受けて後日調整した内容

令和元年12月中に平成31年度（令和元年度）分のバックナンバーを掲載し、令和2年以降のふっさ市議会だよりについては、発行日に配信する。

##### （令和2年2月25日議会運営委員会報告）

ツイッター及びフェイスブックを活用し、議会に関する情報発信を行うことに決定した。

《運用開始時期について》

令和2年第1回定例会（3月定例会）から運用を開始することで決定した。また、運用開始時には運用テストを行う。

《運用方針について》

福生市議会公式ツイッター運用方針（案）、福生市議会公式フェイスブック運用方針（案）のとおり決定した。

《掲載内容について》

掲載内容については、まずは定例会に関する基本的な内容を掲載していき、内容の調整や改善については、今後運用を始めてから、順次行っていくことで決定した。

## ・ ツイッター



## ・ フェイスブック



## ② タウンミーティングについて

### 《協議》

- ・ 第17回議会改革に関する協議会（令和3年1月19日）
- ・ 第18回議会改革に関する協議会（令和3年2月15日）

### 《結果報告》

#### （令和3年4月15日議会運営委員会報告）

「議会として広く意見を聞く場を設けたらよいと考えて提案した」、「開かれた議会を目指す上でも大変重要なこと」、「まず会派で市民との意見交換会をやって、自分たちのスキルを上げていくことが大事」、「いろいろな人の意見を聞くことは賛成だが、これまでの例からすると参加者が固定されてしまう問題がある」などの意見があり、実施にはさらなる協議を要することから、実施に向けた機運等が今後高まった際には再度検討する。

### ③陳情者の意見陳述の機会について

#### 《協議》

- ・ 第 12 回議会改革に関する協議会（令和 2 年 8 月 12 日）
- ・ 第 13 回議会改革に関する協議会（令和 2 年 9 月 24 日）
- ・ 第 14 回議会改革に関する協議会（令和 2 年 10 月 15 日）

#### 《結果報告》

##### **（令和 3 年 4 月 15 日議会運営委員会報告）**

意見陳述の機会を設けたほうがよいとの意見と、福生市議会の現在の審査方法からいくと、まだ考えなくてはならない面もあり現時点では難しい。また、陳情書の内容により審査は行うので必要ないとの意見もあり、本協議会でまとめるのは難しいとの結論に至った。

### ④投票率を上げる取り組みについて 及び

### ⑤議会の役割の見直し（主権者教育、シティズンシップ教育）

#### 《協議》

- ・ 第 15 回議会改革に関する協議会（令和 2 年 11 月 16 日）
- ・ 第 16 回議会改革に関する協議会（令和 2 年 12 月 15 日）

#### 《結果報告》

##### **（令和 3 年 4 月 15 日議会運営委員会報告）**

議員自らが学校等に行って話をすることについては、現在、学校等からの依頼により各議員の判断で対応しているが、今後は、福生市議会として対応していくことに前向きな意見はあったが、教育における政治的中立性、公平性の担保など、解決しなければいけない課題が多々あるため、本協議会でまとめるのは難しいとの結論に至った。

## ⑥一般質問及び予算決算等の質問方法、回数、時間について

### 《協議》

- ・第10回議会改革に関する協議会（令和2年6月12日）
- ・第11回議会改革に関する協議会（令和2年7月9日）
- ・第12回議会改革に関する協議会（令和2年8月12日）
- ・第13回議会改革に関する協議会（令和2年9月24日）
- ・第14回議会改革に関する協議会（令和2年10月15日）
- ・第15回議会改革に関する協議会（令和2年11月16日）

### 《結果報告》

#### （令和2年11月24日議会運営委員会報告）

一般質問の質問方法、回数、時間について

#### □質問方法

今まで通り3方式（一括、一問一答、併用）の選択制とする。

#### □質問回数

試行実施として、一問一答方式及び併用方式については、質問回数の制限をなしとする。なお、試行実施後に検証を行い、今後の方向性を決定する。

#### 《試行実施期間》

令和2年第4回定例会及び令和3年第1回定例会

#### □質問時間

一般質問の通告時間については、60分を上限とする。

#### 議会確認事項の改正

#### 《改正前》

「一般質問の通告時間は、概ね1時間30分を目途とする。なお、当分の間、60分を上限とする。」

#### 《改正後》

「一般質問の通告時間は、60分を上限とする。」

## ⑦予算・決算審査特別委員会における質疑の方法について

### 《協議》

- ・第3回議会改革に関する協議会（令和元年8月15日）
- ・第4回議会改革に関する協議会（令和元年9月24日）

### 《結果報告》

#### （令和元年8月27日議会運営委員会報告）

試行実施として、決算審査特別委員会における質疑の方法を「一問一答方式」で行うことで決定した。（別紙参照）

なお、9月24日に開催予定の本協議会において試行実施の検証を行う。

#### （令和元年11月26日議会運営委員会報告）

試行実施として、平成30年度福生市一般会計決算審査特別委員会において、「一問一答方式」の考え方を基本とし、新たな質疑の方法として質疑を行った。

また、9月24日に開催した議会改革に関する協議会において、試行実施の検証を行った。

#### 《検証結果》

◇決算審査で試行実施した新たな質疑の方法（一問一答方式）については、とても分かりやすくよかったとの意見が多く、今後もこのまま実施していくことで意見がまとまった。

#### （主な確認事項）

- ・質疑の際には、最初に「何事業質問します」と言った後、その事業に入ってから「この事業について何点質問します」という言い方とする。
- ・事務報告書も活用できるが、まずは、決算説明書の何ページ、事業ナンバー幾つと言ってから質問に入る。
- ・決算全体、歳入歳出決算全般については、いままでの質疑の方法（一括方式）のままとする。
- ・要望及びまとめについては、必ず言う必要はないが、発言する際は、簡潔にさせていただく。
- ・今回、試行実施した「一問一答方式」については、実際は、事業単位における一括質問を導入したという形になっているので、文言整理をどこかでしていく必要がある。

◇常任委員会で審査する補正予算、特別会計の予算・決算についても、今回の質疑の方法を取り入れることとする。

◇一般会計予算審査特別委員会においても、今回まとめた内容で基本やっていくこととし、今後、進め方のルールを提示しながら実施していく。

## ⑧会派協議の実施方法について（2回に分けているものを1回に）

### 《協議》

--

### 《結果報告》

#### **（令和3年4月15日議会運営委員会報告）**

会派協議については実施主体が理事者側であることから、具体的な協議には至らなかった。

## ⑨議員定数の削減（適正な議員定数）について

### 《協議》

- ・ 第16回議会改革に関する協議会（令和2年12月15日）

### 《結果報告》

#### **（令和3年4月15日議会運営委員会報告）**

定数削減については、「まだ削減できる余地がある」、「1人は削減できる」、「人口減少の中、考えなければいけない問題」、「多様な意見を取り入れる多様性の考え方から削減には反対」、「人口が減ったとしても一定数の議員数が必要」、「二元代表制の一つである議会を、議員数から考えても重視していることを、市民にアピールしていくべき」などの意見があり、本協議会でまとめるのは難しいとの結論に至った。

## ⑩議会確認事項等の全体的な見直しについて

### 《協議》

- ・ 第 18 回議会改革に関する協議会（令和 3 年 2 月 15 日）
- ・ 第 19 回議会改革に関する協議会（令和 3 年 3 月 19 日）

### 《結果報告》

#### （令和 3 年 4 月 15 日議会運営委員会報告）

議会確認事項は、内容が多岐にわたっているため何点かに絞って協議した。

#### 《議会確認事項 3》

一般質問通告後の軽易な修正について再確認した。具体的には、「等」を追加する程度はよいのではとの意見があった。

#### 《議会確認事項 4》

一般質問の質問回数について、一問一答方式及び併用方式を選択した場合は、試行実施として質問回数の制限をなくしているが、現在、新型コロナウイルス感染症対策の関係で、60分での一般質問ができていない状況であるので、60分で実施し検証できる状況になるまで、引き続き試行実施とする。

#### 《議会確認事項 6》

一般質問の資料の持ち込み方法等については、今後タブレット端末が導入された際に再度協議する。

#### 《議会確認事項16》

携帯電話の電源については、災害時の対応やスマートフォンの取扱いなど様々な整理が必要であることから、タブレット端末の導入に合わせて全て整理することとする。

#### 《議会確認事項34及び36》

質疑の回数について、現在の議会確認事項では、「同一議題について1回とし、その質疑等については、連続3回以内とする。」となっているが、新公会計制度を導入後、予算書、決算書の仕様が変わり、現在は、事業ごとの一問一答による質疑というやり方等も導入したことから、一度整理が必要である。

現在試行実施している再質問の回数制限の話も含めて、今後、議会運営委員会で整理いただく。

#### 《議会確認事項46》

議長預かりとなった陳情書は、事務局で保管しているため、内容確認をする場合は事務局にご確認いただく。

陳情の扱いについては、今後必要があれば議論する機会をつくることも考えられる。

#### 《議会確認事項52、59及び67》

SNSなど様々な種類のメール機能があるので、単なるメールではなく、「電子メール」を該当する事項に追加することに決定した。

#### 《議会確認事項60》

「全員協議会の協議事項は、原則として委員会で協議したものとする。」となっているが、「全員協議会の協議事項は、原則として委員会協議会で協議したものとする。」に改正する。

また、「原則として」の文言については、再度事務局と相談をして議会運営委員会に報告する。

#### 《議会確認事項68》

昼食について、「報酬から控除する」という文言については「報酬から支払う」という内容にした方がよいとの意見があった。本件については、実態に合わせて文言を整理する。

#### 《議会確認事項70》

「定例会前及び定例会中の議案書等の自宅への配付については今後行わず」とあるが、自宅へ配付しないことについては、実態に合わせて削除する。

#### 《議会確認事項74》

ホームページ上における請願者及び陳情者の情報の取扱いについては、より深い協議及び調査が必要であるため、再度、調査検討をした上で考えていく必要がある。



## ⑪議会の効率化について

### 《協議》

- ・第3回議会改革に関する協議会（令和元年8月15日）
- ・第4回議会改革に関する協議会（令和元年9月24日）
- ・第14回議会改革に関する協議会（令和2年10月15日）

### 《結果報告》

#### （令和3年4月15日議会運営委員会報告）

予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会における総括質疑の必要性について協議され、「市長や教育長との最終的な質疑を行い、賛成か反対の態度を表明するものであるので、総括質疑は必要」、「決算審査については予算を執行した内容について詳細なところまで審査するので、最後にまた全体的な総括質疑は不要ではないか」、「審査の中で、市長や教育長に新たな気づきをもたらすかもしれないという可能性があり、最後に市長等に対し質疑できる場があることは大事」、「質疑については簡潔にやっていただきたい」などの意見があった。

また、令和元年度福生市一般会計決算の審査後に再度協議し、「冒頭に市長・教育長からどういう決算だったかを述べてもらう方法もある」、「決算全般と総括質疑は似通っているので、総括質疑は必要ない」、「総括質疑をやっていない市議会や、採決の前に意見表明をしている市議会もある」、「総括質疑は必要」、「総括質疑があることについて、改めて、政策として賛同できるかどうか、最後に質疑できるというのは、大きいと思っている」、「おうむ返しのような質疑がないだけで効率化を図ることができる」、「総括質疑についても、やはり時間制限などを考えていくような形にしないと、効率化は図れない」などの意見があり、これらの意見は、今後、決算審査特別委員会の審査方法を検討する際の参考にすることとなった。

## ⑫通年議会について

### 《協議》

- ・第3回議会改革に関する協議会（令和元年8月15日）
- ・第4回議会改革に関する協議会（令和元年9月24日）
- ・第5回議会改革に関する協議会（令和元年10月21日）
- ・第18回議会改革に関する協議会（令和3年2月15日）
- ・第19回議会改革に関する協議会（令和3年3月19日）

## 《結果報告》

### (令和3年4月15日議会運営委員会報告)

通年議会について、「通年議会とすることで委員会の活性化が図れる」、「議会が理事者に対して二元代表制の一翼として対等に立っていくためにはよい」、「災害時の対応としてすぐに動ける議会とするのがよい」、「理事者側の職員を拘束する形となるので、議会側だけでは決められない」、「議会对応による事務負担の増加や超過勤務の増加など、この辺の問題は議会の中でもよく考えないといけない」、「有識者や導入している市議会の議員の話聞いてみてはどうか」、「現在の議員も任期が2年残っているのでその間にできるようになるとよい」、「通年議会については、今後、研究をしながら進めたらいいのでは」、「専決処分が頻繁にあれば考える必要もあるが、特に今はその必要性を感じていない」、「委員会提出議案につながるのであれば、委員会を招集してできる」などの意見があり、本協議会でまとめるのは難しいとの結論に至った。

## ⑬議員間討議について

### 《協議》

- ・第12回議会改革に関する協議会（令和2年8月12日）
- ・第13回議会改革に関する協議会（令和2年9月24日）
- ・第14回議会改革に関する協議会（令和2年10月15日）

## 《結果報告》

### (令和3年4月15日議会運営委員会報告)

議員間討議について、「議会は、言論の府であるということで、可能な限り活発な議論が行われる場であってほしい」、「活発な議会ということ考えると、議員間討論というのはあってもいい」、「会派では事前に協議し結論を持って委員会に挑んでおり、議員間で討議したとしても平行線になってしまうので難しい」、「賛否は変わらないかもしれないが、議会は合議体なので、賛否の結論が出るまでの過程が大事である」、「合意形成が主眼ではなく、分かりやすい議論がされている必要がある点で、自由討議というのは大変役立つ」、「市民に分かりやすくというのは、理事者との質疑の間のできるので議員間討議はいらぬ」などの意見があり、本協議会でまとめるのは難しいとの結論に至った。

#### ⑭一般質問で議員が提示する資料の配付について

##### 《協議》

- ・第3回議会改革に関する協議会（令和元年8月15日）

##### 《結果報告》

###### **（令和元年8月27日議会運営委員会報告）**

一般質問で議員が提示する資料の配付については、現段階では実施しないが、議会のタブレット端末が導入される際に議会運営委員会において検討いただくことで決定した。

#### ⑮一部事務組合議会議員の選挙について（少数会派への配慮）

##### 《協議》

- ・第17回議会改革に関する協議会（令和3年1月19日）

##### 《結果報告》

###### **（令和3年4月15日議会運営委員会報告）**

そもそも一部事務組合議会議員の選出については選挙で行っており、本協議会で協議・決定する内容ではない。今後、意見等があれば会派代表者会議などで発言いただく。

## ⑩議会のタブレット端末導入について

### 《協議》

--

### 《結果報告》

#### (令和3年4月15日議会運営委員会報告)

議会のタブレット端末導入については、議会運営委員会で検討しているため、本協議会では取り扱わないこととした。

## ⑰常任委員会の複数兼任について

### 《協議》

- ・第16回議会改革に関する協議会（令和2年12月15日）

### 《結果報告》

#### (令和3年4月15日議会運営委員会報告)

「議員定数の削減があった場合に常任委員会の複数兼任も検討した方がよいのではないか」、「常任委員会の複数兼任については、そもそも議会がなぜ委員会に議案等を付託しているのかから考えないといけない」などの意見があったが、議員定数の削減についての協議事項を本協議会でまとめるのは難しいとの結論に至ったため、本協議事項についても同時に協議を終了した。

## ⑱議会基本条例について

### 《協議》

- ・ 第 18 回議会改革に関する協議会（令和 3 年 2 月 15 日）
- ・ 第 19 回議会改革に関する協議会（令和 3 年 3 月 19 日）

### 《結果報告》

#### （令和 3 年 4 月 15 日議会運営委員会報告）

議会基本条例については、「行政改革が進んで広域行政になって、合併になったときには、大事なことなので、研究しておく必要はある」、「二元代表制の上で、理事者側とのやり取りでも、議会基本条例があることにより、議員の責任や発言権も増すのではないかと感じている」などの意見があり、他市の状況や例などを共有したが、福生市議会としてどのように考えていくのかについては、また今後の議論とする。

## ⑲議会 BCP 等について

### 《協議》

- ・ 第 7 回議会改革に関する協議会（令和元年 12 月 13 日）
- ・ 第 8 回議会改革に関する協議会（令和 2 年 1 月 16 日）
- ・ 第 9 回議会改革に関する協議会（令和 2 年 2 月 28 日）
- ・ 第 10 回議会改革に関する協議会（令和 2 年 6 月 12 日）
- ・ 第 11 回議会改革に関する協議会（令和 2 年 7 月 9 日）

### 《結果報告》

#### （令和 2 年 7 月 16 日議会運営委員会報告）

福生市議会災害対応方針（案）を策定することに決定した。

#### 《その他の作成資料》

福生市議会災害対応行動マニュアル、組織イメージ図、市議会議員安否確認票、情報収集・報告連絡票、集計一覧表

## 議会改革に関する協議会申し合わせ事項

### 1 名称

この会は、議会改革に関する協議会（以下「協議会」という。）という。

### 2 所掌事項

この会は、議会運営等の改革について必要な事項を調査及び検討する。また、その調査及び検討の結果については、議会運営委員会に報告し、議長に提出する。

### 3 組織

(1) 協議会は、18人の委員をもって組織する。

### 4 座長

(1) 協議会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(2) 座長は、協議会を代表し会務を総理する。

(3) 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、座長代行がその職務を代理する。

### 5 会議

(1) 協議会の会議（以下「会議」という。）は座長が招集する。

(2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### 6 運営

(1) 検討するにあたっては、意見交換をして合意形成を目指すことを原則とする。

ただし、意見が分かれた場合、賛否は問わず、両論併記とする。

(2) 発言は、回数にこだわらず、自由に意見を述べることができる。

(3) 本協議会に限り、パソコン、タブレット端末及びスマートフォン（以下「端末機」という。）の使用を可能とするが、会議に端末機を持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。

### 7 議長の出席

議長は会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる。

## 福生市議会公式ツイッター運用方針

令和2年2月25日

福生市議会が運営する公式ツイッターアカウント（以下「市議会公式アカウント」という。）は、次の方針で運用しております。

市議会公式アカウントの利用に当たっては、本運用方針の内容に同意の上、利用ください。

### 1 アカウント情報

アカウント名：福生市議会 (@fussa\_gikai)

アカウントURL：[https://twitter.com/fussa\\_gikai](https://twitter.com/fussa_gikai)

### 2 管理者

福生市議会議長

### 3 運営者

福生市議会事務局

### 4 目的

福生市議会は、次のことを目的にSNSにより情報発信をし、議会活動の透明性向上に努めます。

- (1) 情報発信力の強化
- (2) 情報伝達手段の多様化
- (3) 議会ホームページへのアクセス性の向上
- (4) 議会情報の速報性向上

### 5 発信する情報

市議会公式アカウントで発信する情報は、次のとおりとします。

- (1) 本会議、各委員会の開催及び進行に関する情報
- (2) 市議会の活動に関する情報
- (3) 市議会ホームページに関する情報
- (4) その他、市議会からのお知らせ

### 6 発信する内容

市議会として情報発信をするため、公平、中立な立場で発信します。

## 7 対応時間

原則として平日の午前8時30分から午後5時15分に、不定期に投稿しますが、会議の進行状況等により、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

## 8 コメントへの返信等

- (1) 市議会公式アカウントでは原則として情報発信のみを行います。
- (2) 市議会公式アカウント上でのリプライ（返信）、リツイート（転送）等を通じたご意見、ご質問に対しては、原則として対応いたしません。
- (3) フォロー（登録）を受けた場合は、原則ブロック（拒否）はしないものとしします。
- (4) 市議会公式アカウントからは原則としてフォロー（登録）やリツイート（転送）は行いません。

## 9 知的財産権

市議会公式アカウントに掲載した情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、福生市議会あるいは福生市議会以外の原著作者等に帰属します。

また、市議会公式アカウントに掲載した情報について、「私的利用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 10 免責事項

- (1) 市議会公式アカウントの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性については保障するものではありません。
- (2) 福生市議会は、ユーザーが市議会公式アカウントを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (3) 福生市議会は、市議会公式アカウントに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (4) 福生市議会は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、利用の中止等をする場合があります。

## 11 その他

本運用方針に定めがない事項については、管理者が判断するものとしします。



## 福生市議会公式フェイスブック運用方針

令和2年2月25日

福生市議会が運営する公式フェイスブックアカウント（以下「市議会公式アカウント」という。）は、次の方針で運用しております。

市議会公式アカウントの利用に当たっては、本運用方針の内容に同意の上、利用ください。

### 1 アカウント情報

アカウント名：福生市議会 (@fussa.gikai)

アカウントURL：<https://www.facebook.com/fussa.gikai/>

### 2 管理者

福生市議会議長

### 3 運営者

福生市議会事務局

### 4 目的

福生市議会は、次のことを目的にSNSにより情報発信をし、議会活動の透明性向上に努めます。

- (1) 情報発信力の強化
- (2) 情報伝達手段の多様化
- (3) 議会ホームページへのアクセス性の向上
- (4) 議会情報の速報性向上

### 5 発信する情報

市議会公式アカウントで発信する情報は、次のとおりとします。

- (1) 本会議、各委員会の開催及び進行に関する情報
- (2) 市議会の活動に関する情報
- (3) 市議会ホームページに関する情報
- (4) その他、市議会からのお知らせ

### 6 発信する内容

市議会として情報発信をするため、公平、中立な立場で発信します。

## 7 対応時間

原則として平日の午前8時30分から午後5時15分に、不定期に投稿しますが、会議の進行状況等により、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

## 8 コメントへの返信等

- (1) 市議会公式アカウントでは原則として情報発信のみを行います。
- (2) 市議会公式アカウント上でのコメント（ご意見、ご質問等）に対しては、原則として対応いたしません。
- (3) フォロー（登録）を受けた場合は、原則ブロック（拒否）はしないものとしします。
- (4) 市議会公式アカウントからは原則として「シェア」、「いいね」等の操作は行いません。

## 9 知的財産権

市議会公式アカウントに掲載した情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、福生市議会あるいは福生市議会以外の原著作者等に帰属します。

また、市議会公式アカウントに掲載した情報について、「私的利用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

## 10 免責事項

- (1) 市議会公式アカウントの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性については保障するものではありません。
- (2) 福生市議会は、ユーザーが市議会公式アカウントを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (3) 福生市議会は、市議会公式アカウントに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (4) 福生市議会は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、利用の中止等をする場合があります。

## 11 その他

本運用方針に定めがない事項については、管理者が判断するものとしします。

## 福生市議会災害対応方針

### 1 趣旨

福生市（以下「市」という。）において大地震等の大規模災害が発生した際に、福生市議会（以下「議会」という。）及び福生市議会議員（以下「議員」という。）が迅速かつ適切な対応を図るため、対応方針を定めるものとする。

### 2 議会の役割

議会は、大地震等の大規模災害が発生した際には、福生市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し、災害情報の収集に努めなければならない。一方で、災害の初期においては、災害対策本部ができる限り災害対応に専念できるよう、配慮する必要がある。このため、議会は、大規模災害時には次の役割を担うものとする。

- (1) 会期中において大規模災害が発生した際は、市の災害対応を優先し、状況に応じた議会運営を適切に行うこと。
- (2) 災害等の各種情報を議員及び災害対策本部から収集し、必要に応じて議員及び災害対策本部に情報を提供して連携を図ること。
- (3) 必要に応じて国、東京都、関係機関等に要望等を行い、市の復旧・復興の取組を支援すること。
- (4) 広域的な支援体制の必要があると判断した場合は、関係自治体の議会と情報を共有し、積極的に連携を図ること。

### 3 議員の役割

議員は、福生市民（以下「市民」という。）の代表として、市民の信託に応える議会の一員であるとともに、一市民としての立場もある。また、地震等の災害が発生した直後においては、地域の一員としての活動を果たす役割が強く求められる。災害時においてこのような役割を担うため、議員は次のとおり行動するものとする。

- (1) 参集指示があるまでは、地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、市民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- (2) 議会からの情報提供や参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を確保する。
- (3) 地域活動等により、市が集めることができない地域の災害情報などを収集し、福生市議会議長（以下「議長」という。）を通して災害対策本部に報告する。
- (4) 災害状況の確認をする場合は、原則として議会を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、災害対策本部及び市担当部局等に問合せを行わないこととする。
- (5) 議会から連絡のあった情報は、必要に応じて市民に情報を提供する。
- (6) 災害状況の把握に努め、今後の防災・減災対策に生かすことで、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることにつながるものとする。
- (7) 災害発生時に適切な行動をとれるよう、日頃より災害対応に関する知識の習得や災害に備えた準備及び訓練に努める。

#### 4 議会事務局の役割

議会事務局は、災害対策本部が設置された際、福生市地域防災計画に基づき災害対応を優先に行動するものであるが、所掌事務の「市議会に関すること」として、次の役割を担うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行い、議長に報告すること。
- (2) 災害対策本部において収集した必要な情報を議員に情報提供すること。
- (3) 議員から提供された災害情報等を記録すること。

#### 5 実施期日

この方針は、令和2年7月16日から実施する。

## 議会改革に関する協議会委員名簿

役 職	氏 名
座 長	堀 雄 一 朗
座長代行	佐 藤 弘 治
委 員	石 川 義 郎
〃	山 崎 貴 裕
〃	小 林 貢
〃	小 澤 芳 輝
〃	青 木 健
〃	五十嵐 み さ
〃	市 毛 雅 大
〃	池 田 公 三
〃	市 川 佳 樹
〃	幡 垣 正 生
〃	武 藤 政 義
〃	杉 山 行 男
〃	串 田 金 八
〃	原 田 剛
〃	三 原 智 子
〃	町 田 成 司
議 長	清 水 義 朋